

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	いちき串木野市 高齢者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、高齢者福祉関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和7年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者福祉関係事務
②事務の概要	老人福祉法等の規定に則り、費用徴収管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下において使用する。 ①措置の決定、廃止 ②措置の費用の徴収額の決定、変更
③システムの名称	収納管理システム 中間サーバー・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
納付状況ファイル 費用徴収情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表61の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いちき串木野市 長寿介護課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1 TEL0996-33-5643
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いちき串木野市 長寿介護課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1 TEL0996-33-5643
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施)

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに伴い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースの入力		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する			

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－5－②	東浩二	後潟正実	事後	
平成28年4月1日	II－1	1万人以上10万人未満	1,000人未満	事後	
平成28年4月1日	II－1	2014/12/1	2016/4/1	事後	
平成28年4月1日	II－2	2014/12/1	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	II－1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	I－5－②	福祉課長 後潟正実	福祉課長 立野美恵子	事後	
平成30年4月1日	II－1	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	II－2	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年4月1日	I－5－②	福祉課長 立野美恵子	福祉課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	II－1	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II－2	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目追加	事後	様式変更によるもの
令和2年1月1日	II－1	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月1日	II－2	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年4月1日	I－5－①	福祉課	長寿介護課	事後	組織機構の見直し
令和3年4月1日	I－5－②	福祉課長	長寿介護課長	事後	組織機構の見直し
令和3年4月1日	I－7	いちき串木野市 福祉課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1	いちき串木野市 長寿介護課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1	事後	組織機構の見直し
令和3年4月1日	I－8	いちき串木野市 福祉課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1	いちき串木野市 長寿介護課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1	事後	組織機構の見直し
令和3年4月1日	II－1	令和2年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II－2	令和2年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IV－8	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	事後	
令和4年4月1日	II－1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II－2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IV－8	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	事後	
令和5年4月1日	II－1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II－2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II－1	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II－2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	I－1－②	①収納状況の照会、確認	①措置の決定、廃止 ②措置の費用の徴収額の決定、変更	事後	
令和7年4月1日	I－3	番号法別表第一 四十一並びに老人福祉法第5条の4等	番号法第9条第1項別表61の項	事後	
令和7年4月1日	I－4－②	番号法第19条7号、別表第二の61、62の項並びに老人福祉法第10条の4等	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項	事後	
令和7年4月1日	II－1, 2	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年4月1日	IV－8	(新規項目)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに伴い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースの入力	事後	様式変更によるもの
令和7年4月1日	IV－11	(新規項目)	9)従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更によるもの
令和7年4月1日	IV－11	(新規項目)	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。	事後	様式変更によるもの